

川崎市水洗便所設備費助成に関する条例第2条第2項に規定する相当の事由等について定める要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市水洗便所設備費助成に関する条例（昭和36年川崎市条例第20号。以下「条例」という。）第2条第2項に規定する相当の事由等について定めるものとする。

(相当の事由)

第2条 条例第2条第2項の相当の事由は、別表のとおりとする。

(理由書)

第3条 条例第2条第1項に規定する期間を超える場合において、同項に規定する助成金の交付を受けようとする者又は川崎市水洗便所改造資金等融資あっせん要綱（平成26年4月1日川上サ営第733号。以下「要綱」という。）第7条第1項に規定する融資のあっせんを申請しようとする者は、上下水道事業管理者に理由書（別記様式）を提出しなければならない。

2 前項の理由書は、川崎市水洗便所設備費助成に関する条例施行規程（平成22年川崎市水道局規程第60号）第2条第1項又は要綱第7条第1項に規定する申請書と同時に提出しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に行った条例第4条の規定又は要綱第7条第1項の規定による申請に係る手続については、なお従前の例による。

別表（第2条関係）

相当の事由	具 体 例
1 経済的 理由（資 金調達が 困難）	(1) 経営（商売）の不振のため。 (2) 持ち家が多いため。 (3) 高齢世帯のため。 (4) 家、職場のローンその他の負債があった。
2 技術的 理由（排 水管の布 設が困難 ）	(1) 家屋、物置等既存の構造物が障害になっていた。 (2) 取付管までに障害物があった。 (3) 高低差の関係でポンプアップが必要だった。 (4) 敷地が狭く工事に支障があった。
3 権利関 係上の理 由（土地 ・家屋に 関する係 争等）	(1) 隣地との境界問題があった。 (2) 地主との調整に時間がかかった。 (3) 私道の権利者内での調整に時間がかかった。 (4) 家賃等で借家人との調整に時間がかかった。
4 その他 特別な理 由（建替 え、公共 事業、相 続等）	(1) 建替え、移転、改築、解体、売却等の予定があつた。 (2) 公共事業用地として買収等の計画があった。 (3) 相続等で下水処理開始の日以降に家屋を取得した。 (4) 浄化槽が新しかった。 (5) 長期不在だった。 (6) 賃貸住宅が空き家のままだった。

